

政策会議付議事案書（令和7年5月12日）

提案課名 公共建築課、公園課

報告者名 杉田 久、及川 和也

事案名	令和2年度おおね公園温水プール棟熱源機器更新工事実施設計業務の契約不適合により発生した損害賠償金を定めた和解について	資料 有
目的・必要性	令和3年度おおね公園温水プール棟熱源機器更新工事において、令和4年3月下旬から熱源機器の試運転をしたところ、プール内の空調や、プールの加温に使用するチラー（冷温水製造装置）11台が同時に稼働させることができない不具合が発生しました。この不具合は、その後の対策工事により、令和5年1月に無事に全台同時稼働させることができました。 庁内で不具合の原因を究明したところ、実施設計の段階における検討不足であることが分かりました。また、有識者に確認したところ、同様の見解を得るとともに、法律相談において、実施設計者の明らかな不注意により発生した確認・検討不足による過失が認められるとの見解を得ました。 そのため、令和7年3月21日付けで、本不具合により発生した損害賠償金1,345万1,770円及び遅延損害金の支払いについて、顧問弁護士事務所を通じて実施設計者に通知書を送付したところ、令和7年4月4日付けで損害賠償金及び遅延損害金191万1,625円の計1,536万3,395円（令和7年6月24日時点。遅延損害金は、債務弁済契約公正証書の締結時に確定）の支払いに応じる旨の回答を受けました。 これを受け、相手方が実施設計の不具合を認め、本市が請求する全額の支払いに応じるものと判断し、和解するものです。	
経過・検討結果	令和2年 6月 5日 実施設計業務契約（工期：令和2年9月30日まで） 令和3年 6月22日 工事本契約（工期：令和4年3月14日まで） 令和4年 3月 2日 工事契約変更（工期：令和4年5月10日まで） ※新型コロナウイルスに伴う熱源機器の納期延長を受けて工期延長及び設計変更 〃 3月31日 熱源機器の支障について、工事施工者から協議の申し出 〃 4月 4日 工事請負者、工事監理者及び本市の3者で今後の対応について協議 工事監理者と協力し、配管内の圧力計算等原因の究明を開始 以後並行して、工事監理者と対応策も検討 〃 5月 2日 法律相談（計4回実施） 〃 5月 9日 工事契約変更（工期：令和4年8月10日まで） ※熱源機器の不具合原因究明のため工期延長 〃 5月16日 議員連絡会にて、工期の変更について報告	

経過・検討結果	令和4年 6月 7日	原因の判明及び対応策について公共建築課、公園課、契約検査課の3課で確認
	〃 8月10日	工事契約変更（工期：令和5年1月24日まで） ※対策工事のため工期延長及び設計変更
	〃 8月15日	会派懇談会にて、不具合内容における改修内容の報告
	〃 12月26日	補正工事完了に伴い、契約検査課による随時検査を執行
	令和5年 1月 4日	熱源機器の不具合解消、同時に議会へ報告
	〃 2月 2日	契約検査課による完成検査を執行 会派懇談会にて、工事完了及び責任の所在を精査することを報告
	〃 9月20日	実施設計者等と話し合い（計2回実施）
	令和6年 5月17日	弁護士と打ち合わせ（計2回実施）損害金及び証拠整理
	〃 11月	損害金及び方針の決定
	令和7年 3月21日	本不具合における損害賠償金を求める通知書の送付 （回答期限：令和7年4月7日）
決定等を要する事項	〃 3月28日	実施設計者より返済案を受領（遅延損害金含まず）
	〃 4月 4日	実施設計者より返済案を受領（遅延損害金含む）
今後の進め方	本市が実施設計者から損害賠償金1,345万1,770円及び遅延損害金191万1,625円（令和7年6月24日時点。債務弁済契約公正証書の締結時に確定）の支払いを受けること、及び支払い方法は分割を認めることについて、両者が和解すること。	
	令和7年6月5日	令和7年6月第2回定例会に提案
	令和7年7月以降	債務弁済契約公正証書の締結

おおね公園熱源機器更新工事の不具合において発生した損失額

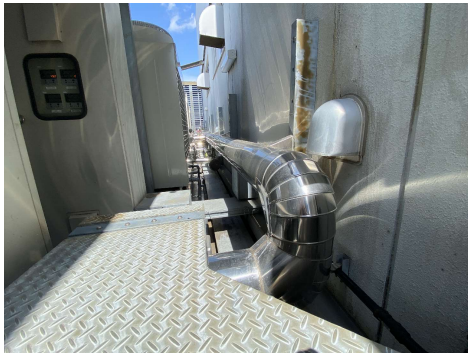
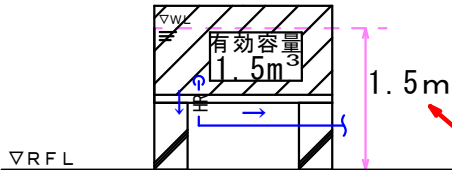
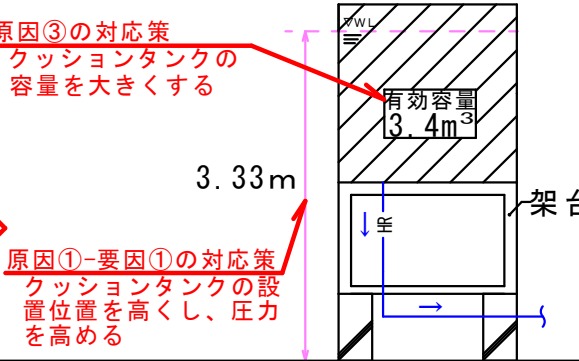
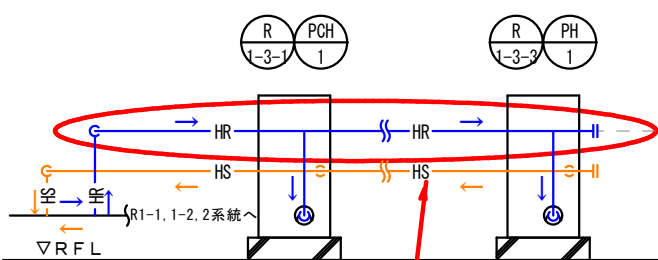
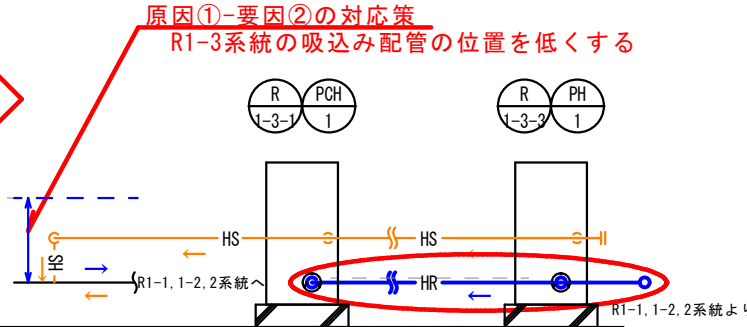
資料1

●工事等において発生した費用							
	名称	内容		年月日	支払い先	損失金額	備考
1	令和３年度おおね公園温水プール棟熱源機器更新工事	①　１期工事（当初工事）	209,386,100　円	令和3年6月22日から令和4年5月10日まで	ヨコレイ・みどりや共同企業体	11,546,865　円	
		②　２期工事（不具合改修工事）	18,165,400　円	令和4年5月10日から令和5年1月24日まで			
		③　新設計書（現状を反映した工事） ×落札率(80.75%)	216,004,635　円	令和6年3月			
		④　（①＋②）－③	11,546,865　円	令和6年3月			
2	令和３年度おおね公園温水プール棟熱源機器更新工事監理委託	工期を延長した分の工事監理費の委託増額分		令和4年8月	株式会社岩田幸司設計事務所	1,160,500　円	
3	人件費	不具合調査等に費やした職員の人件費（残業代）		令和4～5年度	各職員	694,545　円	
4	水道代（令和４年３月配管入替え時、令和４年１２月タンク撤去時）	当初設置したタンクの試運転に使用した水（タンク＋配管内　4.11㎡程度）		令和4年3月、令和4年12月	上下水道局	1,006　円	
5	下水道代（令和４年３月配管入替え時、令和４年１２月タンク撤去時）	当初設置したタンクの試運転に使用して排出した水（タンク＋配管内　4.11㎡程度）		令和4年3月、令和4年12月	上下水道局	1,150　円	
合計						13,404,066　円	

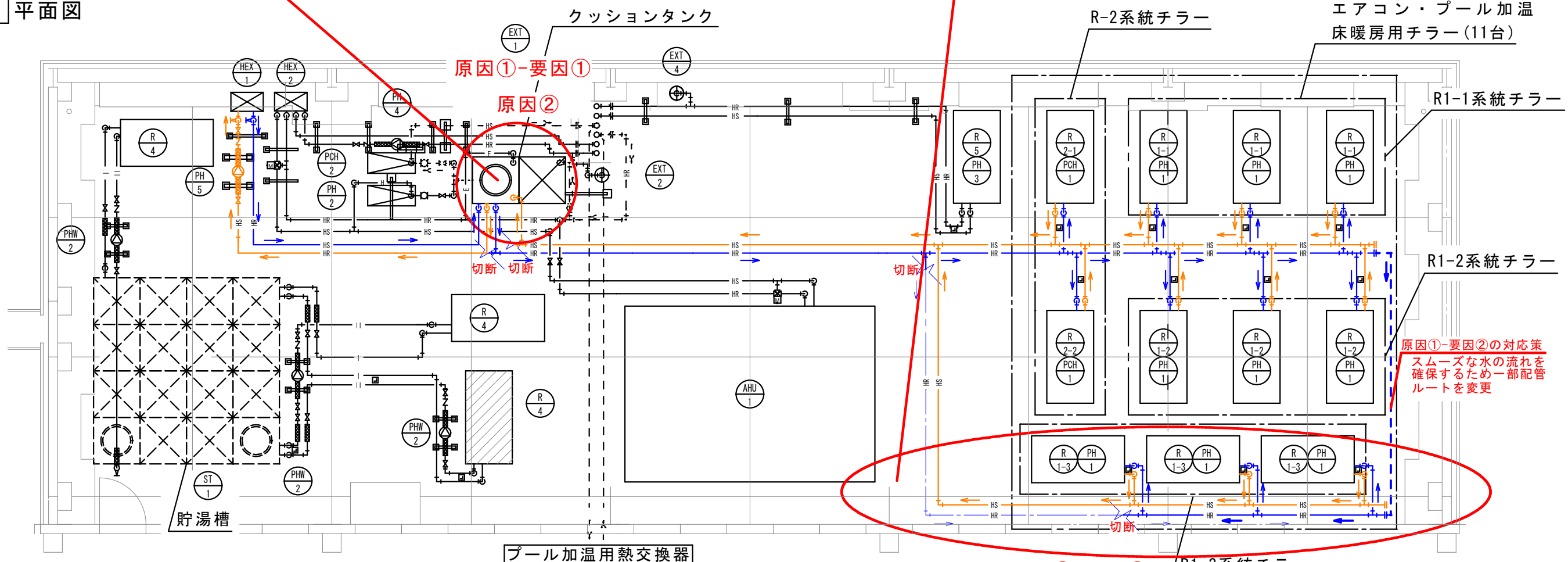
●顧問法律事務所への相談						
	名称	内容	年月日	支払い先	金額	備考
1	顧問法律事務所への相談	熱源機器の不具合における法律相談（1回目）	令和4年5月2日	—	7,440 円	高速道路・駐車場
2	顧問法律事務所への相談	熱源機器の不具合における法律相談（2回目）	令和4年8月5日	—	7,440 円	高速道路・駐車場
3	顧問法律事務所への相談	熱源機器の不具合における法律相談（3回目）	令和5年3月10日	—	6,704 円	電車（往復4人）
4	顧問法律事務所への相談	熱源機器の不具合における法律相談（4回目）	令和6年2月22日	—	8,440 円	高速道路・駐車場・電車（往復1人）
5	顧問法律事務所への相談	熱源機器の不具合における弁護士と打ち合わせ（1回目）	令和6年5月17日	—	10,640 円	高速道路・駐車場・電車（往復2人）
6	顧問法律事務所への相談	熱源機器の不具合における弁護士と打ち合わせ（2回目）	令和6年7月24日	—	7,040 円	高速道路・駐車場
合計					47,704 円	
総計					13,451,770 円	

実施設計者の過失について（総括表）

不具合項目	工事改修内容	実施設計者の過失	有識者意見 （東海大学工学部教授）	当初実施設計者聞き取り結果	総括
原因① 背圧不足	(1)クッションタンクの高さを 変更 （水面高さ） 前：1500mm 後：3330mm (2)クッションタンク、チラー 廻りの配管の切り回し	(1)各種設計基準の確認不足 「水回路のいかなる部分も正 圧となるようにすること」な どの注記があるにも拘わら ず、配管内圧力の確認・検討 を怠った。 (2)監督員等からの設計する うえでの指示事項等に対する 検討不足 「詳細部分での対応可否に関 して検討・提案すること」 「チラーの6台目以降の運転 で配管内に負圧が発生する」 などの指示や問題提起があっ たにも拘わらず、これらを軽 視し、各種基準等の確認・検 討を怠った。	・設計業務で水量と圧力を検討、 確認すべき。 ・確認義務を怠って、所要の性 能・動作を満たさない設備を設置 した。	・当時水量や圧力計算するという 認識がなかった。認識が無かつ たので過失に当たらない。 ・追完で責任を果たした。 ・工事代金を代わりに賠償として 支払うのは違う。	設計するうえで、水量と圧力につ いて、各種設計基準の確認不足や 監督員等からの指示事項に対する 検討を怠った。そのため、性能・ 動作を満たさないタンクの設置、 さらには配管のやり直しが生じ、 余計な損失が発生した。 当時、水量や圧力計算をするとい う認識がなかったと言っている が、設計時に監督員等からの指示 や問題提起があった事が明確であ ることから、実施設計者に注意義 務が発生しているにも拘わらず、 設計者の明らかな不注意により発 生した確認・検討不足等による過 失である。実施設計の目的物が契 約不適合にあたり、それが原因で 発生した損害であるため、実施設 計者に対して損害賠償を請求する もの。
原因② 保有水量不足	クッションタンクの容量を変 更 前：1000×2000×1000mm （有効容量：1.5m3） 後：1000×2000×2000mm （有効容量：3.4m3）	(1)各種設計基準の確認不足 チラーの運転に必要な保有水 量が記載されており、配管内 容量で足りない場合はクッ ションタンクを設けるように 注記があるにも拘わらず、水 量の確認・検討を怠った。			

改修前 【クッションタンク写真】 	改修後 【クッションタンク写真】 	改修前 【R1-3系統配管写真】 	改修後 【R1-3系統配管写真】 
改修前 【クッションタンク立面図】 原因①-要因① 原因③ 	改修後 【クッションタンク立面図】 原因③の対応策 クッションタンクの容量を大きくする 原因①-要因①の対応策 クッションタンクの設置位置を高くし、圧力を高める 	改修前 【R1-3系統立面図】 原因①-要因② 	改修後 【R1-3系統立面図】 原因①-要因②の対応策 R1-3系統の吸込み配管の位置を低くする 

改修前 平面図



クッションタンク

原因①-要因①

原因②

切断

貯湯槽

プール加温用熱交換器

R-2系統チラー

エアコン・プール加温床暖房用チラー(11台)

R1-1系統チラー

R1-2系統チラー

原因①-要因②の対応策
スムーズな水の流れる確保するため一部配管ルートを変更

原因①-要因②

R1-3系統チラー

原因① 背圧不足

要因① 屋上床面からのクッションタンクの設置位置が低いため、ポンプ内側へ押し込む圧力が低い

要因② R1-3系統の吸込み配管の位置が高い

原因③ 保有水量不足
クッションタンク及び配管内の総水量が少ない

HS 吐出し配管 (往き)

HR 吸込み配管 (還り)

遅延損害金計算書

損害賠償金	13,451,770 円
利率	年利 3%
始期 ※1	令和2年9月30日
終期 ※2	令和7年6月24日
日数	1,729 日間
遅延損害金計算式	$13,451,770 \times 0.03 \div 365 \times 1,729$
暫定遅延損害金※3	1,911,625 円
合計損害金	15,363,395 円

※1 実施設計が完了した日

※2 債務弁済契約公正証書を締結した日

※3 遅延損害金は債務弁済契約公正証書の締結時に確定する

1 民法における法定利率

令和2年4月1日から、法定利率は年3%とされています（民法第404条第2項）。

ただし、法定利率は3年ごとに見直すこととされていますので、将来の法定利率は3%から変動する可能性があります。

2 法定利率の変動の仕組み

(1) 基準割合

法定利率は、3年を1期として期ごとに算出される基準割合に応じて変動しますので、まずこの基準割合について説明します。

基準割合は、各期が始まる年の6年前の1月から前々年の12月まで、5年分（60か月分）の短期貸付の平均利率の平均値です。短期貸付の平均利率とは、各月に銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のもの）に係る利率の平均をいいます。

基準割合は、各期の初日の一年前までに、法務大臣が官報で告示することとされています（民法第404条第5項、民法第四百四条第三項に規定する期及び同条第五項の規定による基準割合の告示に関する省令）。

(2) 変動の有無及び内容

最初に法定利率が変動するのは、このような変動制が取り入れられた最初の期（第1期。令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。）における基準割合（平成26年1月から平成30年12月までの5年間の短期貸付の平均利率の平均値）から1%以上基準割合が変動した場合です。このような場合、基準割合の変動分と同じだけ（ただし、1%未満の端数は切り捨てます。）法定利率が変動します（民法第404条第3項から第5項まで）。

第1期の基準割合は年0.7%と告示されました（民法第四百四条第五項の規定に基づき、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの期における基準割合を告示する件）。したがって、たとえば、その後の期の基準割合が1.2%であった場合には基準割合の変動が1%未満ですので法定利率は変動しませんが、1.9%であった場合には0.7%から1%以上増加しており、その差は1.2%ですので、端数を切り捨てた1%を加算し、法定利率は年4%になります。

最初に法定利率が変動した期以降も、同様のルールに従って、変動が生じた期の基準割合から1%以上基準割合が変動したときは、その差と同じだけ法定利率が変動します（1%未満の端数を切り捨てることも同じです。）。

3 各期の法定利率

第2期（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）における基準割合（平成29年1月から令和3年12月までの5年間の短期貸付の平均利率の平均値）は、**年0.5%**と告示されました（民法第四百四条第五項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期における基準割合を告示する件）。第1期の基準割合0.7%からの変動が1%未満です。第2期においては、法定利率は3%のまま変動しないこととなりました。

各期間における法定利率をまとめると、次のとおりです。

令和2年3月31日までの法定利率 ＝ 年5%

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの法定利率 ＝ 年3%

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの法定利率 ＝ 年3%

令和8年4月1日以降の法定利率 ⇒ 未確定（変動の可能性あり）

和解について

令和 2 年度おおね公園温水プール棟熱源機器更新工事实施設計業務の契約不適合について、次のとおり和解するものとする。

1 和解の相手方

秦野市渋沢三丁目 1 9 番 2 9 号

株式会社 M I C L U S

代表者取締役 立 山 巖 峰

2 概要

令和 3 年度おおね公園温水プール棟熱源機器更新工事において設置した熱源機器の一部が稼働しない不具合が発生し、追加工事を実施した。

この不具合の発生については、実施設計者（以下「相手方」という。）による設計基準の確認不足や本市監督員からの指示事項に対する検討を怠った過失があることは明らかである。

そこで、相手方に対して損害賠償金及び遅延損害金の支払を求めたところ、全額の支払に応じる旨の回答があったため、和解する。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、本市が本工事において損害を受けた工事費、委託費、人件費等の損害賠償の支払い義務があることを確認する。
- (2) 本市と相手方は、債務弁済契約公正証書（以下「公正証書」という。）を締結する。
- (3) 相手方は、損害賠償として金 1, 3 4 5 万 1, 7 7 0 円及び遅延損害として金 1 9 1 万 1, 6 2 5 円（令和 7 年 6 月 2 4 日時点。公正証書の締結時に確定）を本件和解成立後、公正証書に則り、分割で支払う。
- (4) 本市と相手方は、本件に関し、公正証書に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

令和 7 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

本市は相手方に対して、損害賠償金及び遅延損害金を支払うよう求めたところ、全額を弁済する回答があったため、和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。